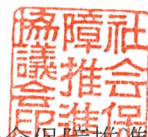


2024年9月19日

倉吉市 御中



鳥取県社会保障推進協議会

会長 藤田 安一

鳥取市末広温泉町 211

Tel0857 (29) 3598 / Fax0857 (20) 2143

要 請 書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

私たちは、鳥取県内の全市町村に対し、住民の実情や要望を踏まえ、医療や介護、暮らしに関わる課題をお伝えする活動を行っております市民団体です。自治体からのご意見もうかがいながら、命と暮らしを守る共通課題を一致させ、施策に反映させていただきたいと考えています。

昨今の水光熱費や物価の高騰などにより市民生活は一層困難な状況です。さらに岸田政権が安保3文書を閣議決定し、敵基地攻撃能力の保有と5年間で軍事費43兆円の大軍拡と大增税を置き土産に退陣を表明しました。来年度の軍事費は8兆円を超えます。一方、財源確保のための社会保障費の削減は国民の暮らしを一層困窮させ、また、社会保障を守る最前線でご奮闘されている自治体との矛盾は一層広がるのではないかと危惧しております。こういった様々な問題に直面するいま、いのちや暮らしをささえる諸制度は、住民にとってまさに命綱となっています。

例年と変わらない項目もありますが、以下の事項についてのご検討を要請いたします。

【要請事項】

1. 医療について

(国民健康保険制度について)

- ①国民健康保険料(税)は加入世帯の所得水準からすると、支払い能力を超えるほど高額となっています。その原因は国庫負担率の低下にあります。国に国庫負担引上を求めるとともに、自治体独自に基金の取り崩しや一般会計繰入などを検討し、保険料(税)の引き下げに努めてください。
- ②令和5年度より、18歳以下の均等割の5割が軽減されています。子育て支援として考えた場合、10割軽減すべきと考えます。国に10割軽減とするよう求めるとともに、当面の間は自治体独自で10割軽減してください。
- ③保険料(税)滞納者への対応に関しては、生活実態の把握に努め、短期保険証や資格証明書の発行、差押えなどの制裁はしないでください。
また、給付制限(国保ドック、限度額認定証、一部負担金減免制度など)を行っている場合は、とりやめてください。
保険料を滞納されている被保険者が資格証明書(窓口負担10割)の発行を受けている状態で、マイナ保険証を使って医療機関に受診した場合、保険適用として扱われるのか教えてください。また、滞納世帯の状況把握はどのようにされますか。
- ④一部負担金の減免制度(国保法44条)の年間実績を教えてください。
制度の周知についても、行政や医療機関にポスター、チラシを置くなどして、強化してください。
- ⑤コロナ特例の傷病手当をコロナ以外の傷病でも認め、恒常的な制度にしてください。対象者を被用者に限定せず、個人事業者やフリーランスにも適用してください。

(無料低額診療事業・低所得者向け負担軽減の手立てについて)

現在、県内のいくつかの医療機関が、低所得者向けの無料低額診療事業を行っていますが、低所得者の受診のハードルを下げる手立てや制度の周知が必要です。そこで、以下の点を要請します。

- ①県中部地域では無料低額診療事業を行っている医療機関がありません。まずは公立病院において、無料低額診療事業などの低所得者向けの負担低減制度を検討・実施するよう、県に働きかけてください。



2. 高齢者の医療・介護・くらしの支援について

(1) 後期高齢者医療

- ①後期高齢者の医療費窓口負担の2割化が2022年10月より実施されました。受診抑制につながっていないか実態をつかむとともに、2割負担を中止し元の負担割合に戻すことを国に求めてください。

(2) 介護保険

- ①高齢者の負担能力を超えている介護保険料を引き下げてください。国に財政負担を求めつつ、各自治体の施策によって介護保険料の引き下げを実現してください。現時点での基金の額を教えてください。
- ②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
- ③利用料2割負担の拡大、要介護1、2の保険給付ははずしなど、必要な介護サービスが受けられないことにつながる見直しはしないよう国に求めてください。
- ④水光熱費、物価の高騰を受けて、運営や経営に困難をきたしている介護事業所の状況をつかみ、必要な支援を行ってください。
- ⑤訪問介護の報酬が引き下げられ、訪問介護事業所の経営悪化、人材確保に困難が生じるなど、事業の継続が危ぶまれる事業所が生まれています。訪問介護の報酬引き下げの撤回を国に求めてください。
- ⑥国に対して水光熱費、物価高騰を踏まえ介護報酬を大幅に引き上げること、その際は負担増によりサービス利用に支障が生じないように利用者負担の軽減対策の強化をするように、要請してください。
- ⑦国に対して、全額公費により、介護事業所に従事するすべての職員の給与を全産業平均まで早急に引き上げるよう要請してください。

(3) くらしの支援

- ①免許を返納する高齢者などの交通手段を保障し、閉じこもりにならない手立てを打ってください。
- ②公的年金制度の拡充を国に求めてください。
- ア) マクロ経済スライドによる年金切り下げ中止。
- イ) 全世代が安心できる年金制度の構築を求めるとともに、最低保障年金制度を創設すること。
- ウ) 年金の毎月支給を実施すること。

3. 生活保護制度など低所得者施策について

- ①生活保護の相談・申請には、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づき、生活に困窮している人が気兼ねなく生活保護が受けられるように広報・周知し、適用してください。「申請書を渡さない」「就労支援を理由に生活保護の利用から論点をそらす」など、住人を追い返す、いわゆる「水際作戦」は行わないでください。
- ②自動車保有や持ち家があるなどの場合でも、厚生労働省からは「弾力的な運用」で対応するよう通知が出されています。内容を周知するとともに柔軟な対応をお願いします。
- ③厚労省は「扶養照会」について、拒否する者の意向の尊重と、扶養照会を行うのは「扶養が期待できる場合」のみに限ることと、「問答集」で示しました。この内容の住民への周知と、窓口においてはこれに沿った運用をお願いします。
- ④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。
- ⑤燃料費や電気代の高騰が生活保護利用者を含む低所得者の生活に打撃を与えています。冬季は福祉灯油の継続と充実、夏季においても冷房費に対する助成制度の継続と充実をおこなってください。
- ⑥エアコンを保持していない生活保護利用者や低所得者のエアコン設置への独自支援策を検討してください。

4. 子育て・進学支援などについて

- ①学校給食の無償化や家庭負担への直接支援を拡充してください。来年度も給食費の家庭負担が増えないようにしてください。あわせて給食の質と量の低下を防ぐよう国に要望するとともに財政措置をしてください。
- また、学校給食に有機栽培のコメや野菜などを積極的に使い、地域の農業を支えてください。そのための財政的援助を農家にしてください。
- ②18歳未満の医療費完全無料化は国の施策として実施するよう国に求めてください。また、厚生労働省

は子ども医療費を無料化せず自己負担を設ける場合、来年度から交付金を加算すると自治体に通知しましたが、子育て支援政策を推進する国の方針に逆行する内容で、明らかに矛盾しています。撤回を国に求めてください。

- ③コロナ禍で、女性の貧困問題が深刻化しています。生理用品が買えない、或いは節約せざるを得ないという問題は、女性の健康にとって深刻な問題です。毎年、生理用品の予算措置をして、小中学校のトイレや公的施設のトイレに配備してください。

- ④子どもたちの命を守り、保育を充実させるために、国・自治体の責任を堅持・拡充して、保育・学童保育の基準・施策を抜本的に改善し、予算を増額してください。

1歳児の職員配置基準をはじめ、すべての年齢の配置基準をさらに改善してください。

保育所での完全給食を推進し、コメ代を保護者負担とせず、無償化してください。

保育所の3歳以上児の副食費を無償化し、3歳未満児の保育料無償化と合わせ、保育の完全無償化を国に求めてください。

●以上の内容について、国に対して強く要望してください。

- ⑤学童保育指導員の配置基準を、2015年の子ども・子育て支援新制度の「従うべき基準」に戻してください。

a) 1クラブ当たりの入所児童をおおむね40人以下とすること。

b) 1クラブ2人以上の指導員のうち、1名は有資格者とすること。

国に対して強く要望してください。

- ⑥就学援助について物価の高騰を加味した単価にしてください。就学援助の所得基準を上げ、より多くの家庭が受給できるようにしてください。

- ⑦高等教育無償化は日本政府も批准している国際人権規約で定められた国際基準です。学費の値下げ、無償化は大きな家計支援策でもあり、少子化対策です。国際条約である「高等教育無償化」を速やかに履行するよう、国に求めてください。また医療系学生の自治体独自の奨学金制度の充実と創設をしてください。

5. マイナ保険証について

- ①マイナ保険証のトラブルが多発し、多くの患者や国民は不安を抱えています。また医療現場では個別の対応に時間を要し、業務が煩雑化しています。現行の健康保険証を残すよう国に要望してください。

- ②厚労省通達では、マイナンバーカードに保険証を紐づけしていない方全員に資格確認書の送付を行うこととしています。資格確認書が必要な方に、確実に届くよう配慮をお願いします。

6. 障がい者施策について

- ①支援の諸制度につながらず、障害を抱えて地域で過ごしている市民がいます。そうした方々の実態を把握し、行政の相談窓口の強化や民間・市民との連携を重視するとともに、地域での居場所づくりを積極的に行ってください。

- ②障がい者総合支援法に即して、支援活動に従事する事業所の活動援助に関わる施策を検討してください。

- ③障がい者支援事業所は、水光熱費、物価の高騰により運営、経営が困難となっています。実態調査を行い独自の支援を行ってください。

以上